第２号様式（第７条第２項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規模	駐車場の用に供する部分の面積		一般公共の用に供する部分	平方メートル（駐車台数　　台）
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ　特殊の装置の有無		
		ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	

備　考

一　（略）

二　１の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　２のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

四　２のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

五　２のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

第２号様式（第７条第２項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ　特殊の装置の有無		
		ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	

備　考

一　（略）

（新設）

二　「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三　「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

四　「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。